

第22期第24回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月28日(火) 13時30分～14時40分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、川口和良、阿部興志輝、
石館正也、元角文雄、石本武男、飯田弘明、
石塚治、大澤真人、馬場浩一、

(以上11名)
- 4 欠席委員 新谷哲也、深山和彦(以上2名)
- 5 臨席者 才ホーツク総合振興局産業振興部 水産課長 米濱康文
漁業管理係長 坂東雅彦
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星
- 7 議題
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
【かに固定式刺し網漁業】
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
【すけとうだら固定式刺し網漁業・すけとうだらはえ縄漁業】
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
【潜水器漁業・小型機船底びき網漁業】
議案第4号 特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案
について(答申)
- 8 報告
報告第1号 定置漁業権に係る資源管理の状況等報告について
報告第2号 さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただ今から、第22期第24回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。</p> <p>初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から米濱水産課長、坂東漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、11月も下旬となり、管内の主要な漁業である秋さけ漁業がほぼ終漁となっております。</p> <p>今シーズンの漁模様につきましては、管内全体で昨年度の約9割の漁獲となりましたが、西部と東部で明暗が分かれる結果となっております。</p> <p>東部地区では昨年度を上回る漁獲があり、速報値ではありますが、斜里町においては、昨年を引き続き、全道一の水揚げとなっております。</p> <p>一方で西部地区につきましては、組合毎にバラツキはありますが、概ね昨年度の6割程度に止まっております。</p> <p>金額につきましても、昨年度は単価が高騰していたこともあり、管内全体で75%程度となっております。</p> <p>さらに全道的に見ますと、近年、比較的漁獲が安定していた日本海海域が大変な不漁となっております。また太平洋側でもえりも以東海域の一部で昨年を上回ったものの、えりも以西海域は大不漁となっており、全道的にも非常に厳しい結果となりそうな見込です。</p> <p>近年、管内の秋さけ漁については、回復傾向となっておりますが、今年は少し後退する結果となり残念な思いです。</p> <p>ただ、河川への遡上は概ね良好であり、前期・中期においては、親魚捕獲や採卵も計画を達成しており、後期においても概ね順調と聞いております。</p> <p>このことから、来年以降、再び回復傾向に戻ることを期待しているところでございます。</p> <p>さて、本日の議題は、知事許可漁業等に関する知事からの諮問への答申が5件、報告事項が2件となっております。</p> <p>委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。</p> <p>臨席者紹介 オホーツク総合振興局 米濱水産課長、坂東漁業管理係長</p> <p>次に、出席人員の報告をします。定員13名中、本日の出席委員は11名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いいたします。会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、これより会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。</p>

一同	異議なし
会長	<p>それでは、石館委員と石塚委員に議事録の署名をお願いします。では、これより議事に入ります。</p>
事務局長	<p>▼議案第1号～3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」</p> <p>議案第1号、第2号、第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。議案第1号は、かに固定式刺し網漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等に関する北海道知事からの諮問についての答申となります。</p> <p>当該漁業は、令和6年3月31日で許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となりますが、漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。</p> <p>この公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、資料1ページ目のとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。</p> <p>議案第2号は、すけとうだら固定式刺し網漁業とすけとうだらはえ縄漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等に関する北海道知事からの諮問についての答申となります。</p> <p>すけとうだら固定式刺し網漁業とすけとうだらはえ縄漁業は令和6年3月31日で許可期間が満了となることから、資料1ページのとおり北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。</p> <p>議案第3号は、潜水器漁業と小型機船底びき網漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等に関する北海道知事からの諮問についての答申となります。</p> <p>潜水器漁業と小型機船底びき網漁業のうに桁網以外の漁業は令和5年12月31日で、小型機船底びき網漁業のうに桁網については令和5年11月30日で許可期間が満了となることから、資料1ページのとおり北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。</p> <p>各漁業の制限措置の内容等については、振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご審議願います。</p> <p>議案第1号から議案第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」と「許可等の基準に」について、まとめて説明させていただきます。</p> <p>諮問する知事許可漁業は、かに固定式刺し網漁業（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）のうちオホーツク総合振興局関係、すけとうだら固定式刺し網漁業及びすけとうだらはえ縄漁業（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）のうちオホーツク総合振興局関係、潜水器漁業、小型機船底びき網漁業（貝桁網、うに桁網、なまこ桁網、ほや桁網）（オホーツク総合振興局管内沖合海域）になります。</p> <p>かに固定式刺し網漁業及びすけとうだら固定式刺し網漁業並びにすけとう</p>

だらはえ縄漁業のオホーツク総合振興局関係の許可の有効期間が令和5年3月31日、潜水器漁業と小型機船底びき網漁業（貝桁網、うに桁網、なまこ桁網、ほや桁網）（オホーツク総合振興局管内沖合海域）の許可については、令和5年12月31日をもって有効期間が満了となります。

このため、当該漁業許可に係る一斉更新（新規の許可）にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和5年10月31日付け漁管第1765号、令和5年11月6日付け漁管第1814号及び令和5年11月22日付けオ水産1361号により、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、意見を求めるものでございます。

それでは、諮問事項であります制限措置の内容及び申請すべき期間について、諮問ごとに説明させていただきます。

お手元にあります議案第1号の3ページ目をご覧ください。

かに固定式刺し網漁業になります。（1）漁業種類は、かに固定式刺し網漁業。（2）操業区域は、記載のとおり。現許可から変更はありません。

（3）漁業時期は、A海域が毎年4月1日から12月31日まで。B海域が毎年4月1日から9月15日まで。現許可から変更はありません。

（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、・A海域が3隻・B海域が32隻の合計35隻としており、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮し現状の許可隻数を維持する考えです。

（5）船舶の総トン数は、A海域が20トン未満、B海域が15トン未満。現許可から変更はありません。

（6）漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者。現許可から変更はありません。

（7）申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、1月を下らないこととなっており、令和6年1月18日から同年2月17日までを予定しております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しております。

次に議案第2号の3ページ目をご覧ください。すけとうだら固定式刺し網漁業になります。

（1）漁業種類は、すけとうだら固定式刺し網漁業。

（2）操業区域は、記載のとおり。現許可から変更はありません。

（3）漁業時期は、毎年4月1日から翌年1月31日まで、及び翌年3月10日から3月31日まで。現許可から変更はありません。

（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び

（5）船舶の総トン数は、10トン以上20トン未満船が11隻・10トン未満船が3隻の合計14隻としており、現許可から変更はありません。

（6）漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者。現許可から変更はありません。許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から同年3月1日までを予定しております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。すけとうだらはえ縄漁業になります。

(1) 漁業種類は、すけとうだらはえ縄漁業。

(2) 操業区域は、記載のとおり。現許可から変更はありません。

(3) 漁業時期は、毎年4月1日から翌年1月31日まで、及び翌年3月10日から3月31日まで。現許可から変更はありません。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、4隻、現許可から変更はありません。

(5) 船舶の総トン数は、・ 50トン未満船となっており、現許可から変更はありません。

(6) 漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者。現許可から変更はありません。

許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和6年2月1日から同年3月1日までを予定しております。

備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しております。

次に議題3の3ページ目をご覧ください。潜水器漁業になります。

(1) 漁業種類は、潜水器漁業。

(2) 操業区域は、関係漁業協同組合の共同漁業権漁場区域。

(3) 漁業時期は、記載のとおり。ただし、行使承認証に記載された操業期間となります。

(4) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、各漁業権漁場区域における行使承認数以内としております。

(5) 船舶の総トン数は、対人許可のため定めておりません。

(6) 漁業を営む者の資格は、・オホーツク総合振興局管内に住所を有する者 ・操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者としております。

許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和5年12月20日から令和6年12月15日までを予定しており、漁業を営む者の資格で「組合員行使権を有する者」としており、組合員以外が申請することができないことから、期間を長くしております。

操業区域、許可すべき船舶等の数、備考欄については後ほどお目通し願います。

次に4ページ目から7ページ目をご覧ください。小型機船底びき網漁業について、まとめて説明いたします。前年からの変更点として、4ページ目の表の下段にあります小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほたてがい）に網海共第18号及び20号を追加しております。

これは、紋別漁協、湧別漁協、佐呂間漁協及び常呂漁協で、令和5年度に更新した、行使規則で、ほたてがい漁業を20トン未満船に設定したことから、追加しております。

また、6ページ目の小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（なまこ）に網海共第21号を追加しております。

これは、網走漁協で、未利用資源の有効活用のため漁場区域を拡大したこと

	<p>から、追加しております。</p> <p>それ以外は前年と変更はありませんので、簡単に説明させていただきます。</p> <p>(1) 漁業種類は、小型機船底びき網漁業で、貝桁網、うに桁網、なまこ桁網、ほや桁網になります。</p> <p>(2) 操業区域は、関係漁業協同組合の共同漁業権漁場区域。</p> <p>(3) 漁業時期は、記載のとおり。ただし、行使承認証に記載された操業期間となります。</p> <p>(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、各漁業権漁場区域における行使承認数以内としております。</p> <p>(5) 船舶の総トン数は、記載のとおり。</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格は、オホーツク総合振興局管内に住所を有する者・操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者としております。</p> <p>許可または起業の認可を申請すべき期間は、潜水器漁業と同様としております。操業区域、許可すべき船舶等数、備考欄については後ほどお目通し願います。</p> <p>諮問内容の説明につきましては、以上となります。</p>
会長	<p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。</p>
一同	<p>発言なし</p>
会長	<p>道から諮問された議案第1号から第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、そのように決定します。</p> <p>次に、議案第4号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」を上程します。事務局から内容を説明します。</p> <p>▼議案第4号 『特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について』</p>
事務局長	<p>議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>特定水産資源とは、いわゆるTAC魚種のことです。毎年、各魚種の漁期等に合わせた管理年度期間の漁獲可能量を定めております。</p> <p>今回は令和5管理年度の「さんま」「まあじ」「まいわし」の漁獲可能量の当初配分を決定するために、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから諮問を受けております。</p> <p>資料1ページが、北海道知事から網走海区漁業調整委員会への諮問文となり</p>

<p>漁業管理係長</p>	<p>ます。当初配分案の詳細については、振興局水産課より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。</p> <p>「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」の諮問文をご覧ください。</p> <p>今回の諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和6年1月から12月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」の3種、定める内容は別紙1のとおりです。</p> <p>併せて、令和6管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。</p> <p>まず、令和6管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。</p> <p>諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。まずは資料1-1「令和6年のTACについて」をご覧ください。</p> <p>これは、令和5年11月2日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和6管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。</p> <p>まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の11万8千131トン（118,131トン）となっています。そのため、今年の6月に一度、令和5管理年度の漁獲可能量の変更を行ったところではありますが、この管理措置は令和6管理年度についても同様となり、北海道には4,800トンが配分されております。</p> <p>なお、今年の状況について補足すると、配分量については、昨年の11月に改訂された、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われることとなっており、北海道に対しては4,800トンが配分されておりますが、今年はオホーツク海での漁獲が積み上がったことにより、11月2日に漁獲可能量の追加配分が行われたところです。</p> <p>本件に関しては、来年開催予定のNPFC年次会合で新たな管理措置が採択された場合には、変更される可能性がある旨ご了承いただければと思います。</p> <p>次に、まあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。</p> <p>太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2022年の平均親魚量は2万6千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。</p> <p>一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は 25万4千トン、限界管</p>
---------------	---

理基準値は10万7千トン、2022年の平均親魚量は28万8千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値16万6,800トンが、令和6年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が59,100トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっています。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2022年の平均親魚量は240万5千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和6管理年度のTAC配分については、11月2日の水産政策審議会資源管理分科会で変更された漁獲シナリオにより算定された、97万1千トンが、令和6年のTACとして設定されております。なお、今年行われたステークホルダー会合での意見等を踏まえ、令和6管理年度からの2年間、漁獲圧力に乘じる係数 $\beta = 1.3$ の漁獲管理規則を適用することとなりました。

太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が63万6,200トン、北海道の知事管理量は、前年より5,800トン少ない3万2,800トンの設定となっております。

なお、大中型まき網漁業による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われています。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は66万5,400トンとなっております。

全体のTACが増えたのになぜ北海道の配分が減ったかということ、令和6管理年度から配分の基礎となる漁獲シェア（日本全体における漁業別、都道府県別漁獲割合の3年平均）が更新され、新たに令和2年から令和4年までの漁獲実績を反映することとなりました。それにより、全体の割合が変更し、北海道はこれまでは日本全体に占める割合が4.92%であったものが、3.97%に減少したことによるもので、詳細は参考資料2の一番最後に国の資料を添付していますので参考願います。

なお、国ではマイワシのTACの15%14万5,700トンを留保しておりますが、IQ管理区分への追加配分により留保は11万6,500トンとなっております。

この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。

次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。

まず、さんまについては資料1-2をご覧ください。

配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配

分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。

なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが上乘せされており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。

なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により4,700トン配分することとしております。

続いて、資料1-3のまあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものです。

次に、資料1-4のまいわしをご覧ください。国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ25,000トン、令和4管理年度と同量を配分します。「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めておりますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱いとなります。

なお、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、近年3カ年では、令和3年の28,722トンが最も多くなっております。

その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道その他漁業採捕量の9割以上、まいわしの採捕量全体で見ても6割を超える状況となっておりますので、道全体のTACを超えることがないように適切に管理を行うこととしております。

続きまして9ページの別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について（案）」をご覧ください。

1. 背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

今後の取扱いをご覧ください。さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙1-3（まいわし太平洋系群）の第3において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

最後に、戻りまして8ページの資料1-5として「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

	<p>また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。</p> <p>長くなりましたが諮問内容の説明は以上となりますので、海区漁業調整委員会でのご審議についてよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。
一 同	発言なし
会 長	道から諮問された議案第4号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。
一 同	異議なし
会 長	<p>それでは、そのように決定します。次に報告第1号「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告について」報告します。</p> <p>事務局から内容を説明します。</p>
事務局長	<p>報告第1号の資料をご覧ください。</p> <p>1ページにありますとおり令和5年9月28日付け漁管第1515号により北海道知事から定置漁業権に係る資源管理の状況等について報告がありました。</p> <p>漁業法の改正により、漁業権者の責務として同法第74条により「漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。」とされました。</p> <p>このことに伴い、同法第90条で「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」こととされ、「都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、この報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」と「都道府県知事は、海区漁業調整委員会に報告を受けた事項について報告すること」が定められました。</p> <p>今回の報告はこれらの規定に基づくもので、報告の対象となったのは、令和4年度の秋さけ定置漁業権の92件です。</p> <p>報告の結果、全92件について、資源管理の取組状況は、「資源管理に適切な取り組まれている」となっており、漁場の活用状況は、「適切かつ有効に漁場が活用されている」と認められております。</p> <p>なお、今回は法第91条第1項の指導に該当するものではありませんでした。</p> <p>以上が、報告第2号定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についての説明となります。</p>
会 長	ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一 同	発言なし
会 長	次に報告第2号「さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」報告します。事務局から内容を説明します。
事務局長	<p>報告第2号の資料をご覧ください。</p> <p>1ページにありますとおり令和5年11月2日付けでさんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量に変更された旨、通知がありました。</p> <p>今回の変更の内容は、網走沖合においてサンマの漁獲が増加したことから、これまでの北海道の知事管理漁獲可能量の4800トンに、国の保留枠から5913トンが追加され、10万713トンとなるものです。</p> <p>追加された5913トンはすべてサンマ漁業に配分され、サンマ漁業の漁獲可能量は、10万513トンとなっております。</p> <p>なお、漁獲可能量の変更につきましては、事後報告で対応できる旨、事前に関係海区からの了承を得ておりましたので、関係海区への諮問を経ずに行っておりますので、ご了承願います。</p> <p>また資料の2ページに、水産林務部長からの通知文を添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思えます。</p> <p>以上が、さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に係る報告となります。</p>
会 長	ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。
一 同	発言なし
会 長	以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。
一 同	発言なし
会 長	それでは、これで本日の委員会を終了いたします。
	終 了